

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 29 年 10 月 6 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第1700155号
厚生局事案番号 : 関東信越(脱) 第1700001号

第1 結論

昭和25年7月1日から昭和33年5月10日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和10年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和25年7月1日から昭和33年5月10日まで

支給済期間 : ① 昭和25年7月1日から昭和31年8月17日まで
② 昭和31年12月1日から昭和33年5月10日まで

年金事務所で、請求期間については、脱退手当金を受け取っているとの説明を受けた。しかし、最終請求対象事業所であるA社を無断で退職しており、退職時に事業主から脱退手当金の説明を受けていないし、受け取った記憶もない。調査の上、当該記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者の最終請求対象事業所（以下「最終事業所」という。）に係る厚生年金保険被保険者期間（以下「被保険者期間」という。）は17か月であり、当該事業所だけでは、脱退手当金の受給権を満たさない上、請求者の最終事業所に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日前後約3年以内に同被保険者資格を取得している女性の被保険者16名の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録を確認したところ、いずれも当該事業所を最終事業所として脱退手当金の支給記録がある被保険者は確認できることを踏まえると、請求者の委任に基づいた事業主による代理請求及び請求手続代行の可能性はうかがえない。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、上記支給済期間①及び②の間にある被保険者期間及び支給済期間②の後の被保険者期間（脱退手当金の支給決定日直前）についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、請求者の4回の被保険者期間のうち、2回の被保険者期間を、当時、請求者が失念するとは考え難い。

さらに、請求者に係る国民年金被保険者名簿により、請求者は、国民年金制度の準備期間である昭和35年10月1日に国民年金被保険者資格を取得し、昭和36年4月から国民年金保険料を納付していることが確認できるところ、請求者は、近所の方から、国民年金保険料を納付すれば、働いていた期間も含めて後に年金として支給されるとの説明を受け、昭和36年4月から100円の国民年金保険料を納付した旨陳述していることを踏まえると、請求者が請求期間当時、脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。